

中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】募集要項〔東京校開催〕

1. 研修のねらい

当研修は、認定経営革新等支援機関として、中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対する経営改善計画等の事業計画策定支援において専門性の高い支援を行うため、事業計画策定の支援方法や中小企業の管理会計に係る基本的知識に加え、支援者として求められる財務・税務・金融等の専門的知識を付与することを目的としています。

2. 研修の特長

- (1) 当研修は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画等の事業計画策定支援の前提となる管理会計の基本的知識と財務・税務・金融等の専門的知識を修得できる構成になっています。
- (2) また、中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対応するための経営支援全般で必要とされる創業支援・事業承継・海外展開・事業再生等の専門的な知識も総合的に学習できる構成になっています。
- (3) 企業経営の定性的かつ定量的な実態把握、経営課題抽出、それらを踏まえた経営改善による売上向上の実現に向けた支援策等について、受講者一人一人の理解度を更に多面的に深めるために、受講者と講師との双方向性を醸成することにも重点を置いた「受講者参加型」の業種・業態のケース教材を使用した「演習」を主体とした学習方式を取り入れています。

3. 受講対象者

社会保険労務士・行政書士・司法書士・経営士等の士業の者、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他、中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画策定支援を実施するために、認定経営革新等支援機関の認定取得を目指す者。また、認定経営革新等支援機関の方（更新等）でもご受講いただけます。（※3・4ご参照ください。）

※1 認定取得を目的とする方は、国の認定制度に基づく計画（経営革新計画、経営力向上計画、地域資源活用事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、農商工等連携事業計画等）の策定支援への関与度合いに応じて、研修の受講が免除される場合があります。申込者ご本人の実務経験に応じてお申込みください。なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。研修の受講申込みにあたり、実務経験内容（受講資格）の適否についてご不明な点等がある場合は、予め、所管の経済産業局にご確認ください。

※2 理論研修の受講等が必須要件でない士業等の方でも、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。

※3 「認定経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方や受講対象でない方等は、申込者が募集定員に達しない場合に、更新や自己研鑽等を目的としてご受講いただけます。

※4 中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合せください。

受講条件

- (1) 企業会計、財務に関する基礎知識を有すること。
 - (2) 経営戦略、経営計画の基礎知識を有すること。
 - (3) 所得税、法人税、消費税、租税特別措置法など税制の基礎知識を有すること。
 - (4) 商業簿記3級以上、又はそれと同等以上の知識を有すること。
 - (5) マイクロソフト社のExcel、Word、PowerPointの基本操作に支障がないこと。
- ※パソコンを各自ご持参ください。ご用意いただけない方は、事前にご連絡ください。
(お問合せ先：4頁参照)

【パソコンをご持参いただく際の注意事項】

- ・使用するOSは「Windows」、使用するソフトは主に「Excel（一部マクロ機能含む）」
「PowerPoint」です。
データが正常に動作しないことがあるため、Macはご遠慮ください。
- ・研修中にUSBにてデータの受け渡しを行いますので、USBコネクタ（差込口）があるパソコン
をご用意ください(type-B, C不可)。また、HDMIケーブルでパソコンとプロジェクターを接続
する場合がございます。USBコネクタやHDMI出力端子（差込口）がない場合は、変換アダプタ
をご持参ください。
- ・セキュリティソフト（有償のもの推奨）を導入し、最新のアップデートをしてください。

実務経験に応じて選択する受講コースと専門的知識判定試験の受験資格について

受講いただくコースは、国の認定制度に基づく計画の策定支援への関与度合い（実務経験）に応じて異なります。（一部免除される場合があります。）実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。選択するコースの判断に迷う場合は、所管の経済産業局に必ずご確認下さい。

ご参考までに実務経験に応じて受講いただくコースについてお示しいたします。

- (1) 経営革新計画、経営力向上計画、地域資源活用事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、農商工等連携事業計画等の関与が無い方については、「4. 研修の構成」に記載の[1]～[4]の全てを受講するコースを選択し修了することにより専門的知識判定試験の受験が可能です。
- (2) 経営革新計画、経営力向上計画、地域資源活用事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、農商工等連携事業計画等のいずれかの策定を行う際に、主たる支援者として1～2回関与した方は、「4. 研修の構成」に記載の[3]及び[4]を受講するコースを選択し修了することにより専門的知識判定試験の受験が可能です。（この場合は[1]及び[2]は受講免除となります。）

※受講いただくコースの選択に関しては当機構及び中小企業大学校ではご回答できません。

受講申込みについて不明な点がある場合は、所管の経済産業局に事前にご確認の上、[1]～[4]（計17日間）又は[3][4]（計9日間）の2コースのいずれかを選択してください。

研修開講日（[1]の日程の初日）以降に、選択したコースの錯誤等が判明しても、コースの変更や研修受講料の返還等は行うことはできませんので、ご注意下さい。

4. 研修の構成

当研修は計17日間（30時間/週×4＝120時間）で構成されています。詳しい日程については、理論研修ホームページ内の「研修日程」及び「年間スケジュール」をご参照ください。

	日数・時間数	研修概要
[1]	4日間（火曜～金曜） 計30時間	税務、金融及び企業の財務に関する基本的な知識
[2]	4日間（火曜～金曜） 計30時間	税務、金融及び企業の財務に関する実践的な知識
[3]	4日間（火曜～金曜） 計30時間	経営改善計画策定の進め方

[4] ※	5日間（月曜～金曜） 計30時間	経営改善計画の実行支援のあり方とその考え方
-------	------------------	-----------------------

※ [4] の最終日（5日目）の研修終了後に専門的知識判定試験を実施します。

5. 専門的知識判定試験の実施

中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定及び更新を受けようとする当研修修了者に対して試験を実施し、可否を判定します。

【ご注意】

出席時間数が所定開講時間数（計120時間）の90%未満である場合は、当研修の修了要件を満たさないため未修了となります。従って、専門的知識判定試験を受験することはできません。

試験概要

- (1) 経営改善計画策定支援に係る専門的知識（財務、税務、金融等）及び各種手法に関する記述式（空欄補充・計算問題）又は選択式の筆記試験。
- (2) 後日、可否の判定結果を郵送いたします。不合格の方は、別途、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。ただし、当研修を再度受講する必要はありません。
- (3) 再受験の申込方法等については、中小機構のホームページをご覧ください。
- (4) 筆記用具は鉛筆またはシャープペンシルを使用すること（フリクションボールペン不可）。電卓使用可。

6. 募集定員

36名

- ※1 募集期間内において、メールにて受信した受講申込書の先着順に受付します。順番等についてのお問合せには一切お答えできませんので、ご了承の上、お申込みください。
- ※2 定員を超えた場合はキャンセル待ちにて受付し、キャンセルが出た際に繰り上げのご連絡をいたします。
- ※3 申込者多数の場合は、専門的知識判定試験を受験される方を優先し、同一の法人・機関からの複数名のお申込みを1名に調整させていただく等の場合があります。予めご了承ください。
- ※4 中小企業大学校（中小機構）の研修を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です。申込者多数の場合は受講をお断りさせていただくこともございます。

7. 受講料

- (1) [1] ～ [4]の全てを受講するコースを選択される方 101,000円（税込）
- (2) [3]及び[4]を受講するコースを選択される方 51,000円（税込）

8. 受験料

専門的知識判定試験の受験を希望される方は、「7. 受講料」のほかに受験料5,000円（税込）が必要です。

【ご注意】

(1) 受講料

開講前日（[3][4]のみ受講される場合は、[3]の日程の初日となります。理論研修ホームページ内の「年間スケジュール」参照。）までの受講辞退申出に伴う受講料返還の可否及び返還額については、当機構の規定に基づきます。ただし、当研修の開講日以降においては、受講料を返還することは一切できませんので、ご注意ください。

(2) 受験料

研修の未修了により専門的知識判定試験の受験資格を有さなくなった場合を含め、理由の如何を問わず、返還することはできません。

(3) 受講料・受験料の一部又は全額を他の研修の受講料等に充当することはできません。

(4) 受講申込書の受講者氏名欄に記載されたご本人と異なる方が受講することは一切できません。

9. 受講申込みから開講・試験までの流れ

日程については、理論研修ホームページ内の「年間スケジュール」をご参照ください。

(1) 受講申込書の受付

募集期間は1～2か月程度とし、応募はメールにて受付します。受付は受付開始時間以降に受信したメールの先着順とし、募集期間内に受信したメールに限ります。なお、定員に達しない場合は募集期間を延長し、定員に達した時点で受付を締め切らせていただきます。

※募集期間内（受付開始時間以降）において、指定されたメールアドレスにて受信した順序で順番を決定いたします。順番等についてのお問合せには一切お答えできませんので、ご了承ください。

※認定経営革新等支援機関の更新や自己研鑽のためのご受講については、申込者が定員に達しない場合にご受講が可能です。早い順番でメールを受信した場合でも、お断りすることがございます。予めご了承ください。

(2) 受講決定通知書兼請求書のご送付：

開講日の1～1.5か月前に事前案内等の書類と併せて郵送いたします。

(3) 受講料・受験料の振込み

受講決定通知書兼請求書において振込先口座及び振込期限をご案内いたします。

(4) 開講

事前案内等をご確認ください。

(5) 専門的知識判定試験

[4]の最終日（5日目）の研修終了後に試験を実施いたします。

研修を修了し受験される方には、当日、受験票をお渡しいたします。

10. 申込方法

(1) 受講申込書の送付

ホームページに掲載の「受講申込書」に所定事項をご記入の上、必ず顔写真を添付し、その受講申込書のファイルを募集期間内に送信してください。

受講申込書のメール送信先及びお問合せ先

中小企業大学校東京校 支援研修課あて

Email : to-keieikaizen@smr.j.go.jp TEL : 042-565-1270

※受講申込書はホームページに掲載の書式（ExcelまたはPDF形式）をご使用ください。

※申込方法はメールのみとさせていただきます。郵便、FAX、ご持参による受講申込書の受付はできません。

(2) 受講料及び受験料のお振込み

振込先口座等は、受講決定通知書兼請求書にてご案内いたします。振込期限日までに、以下に記載の所定の金額をお振込みください。

- ① [1]～[4]の全てを受講するコースを選択し「専門的知識判定試験」を受験する方
受講料 (101,000円) + 受験料 (5,000円) = 106,000円 (税込) (受講のみの方は101,000円)
- ② [3]及び[4]のみ受講するコースを選択し「専門的知識判定試験」を受験する方
受講料 (51,000円) + 受験料 (5,000円) = 56,000円 (税込) (受講のみの方は51,000円)

【振込みの際のご注意】

- ※振込手数料については、お客様負担にてお願いいたします。
- ※専用の振込用紙はありません。金融機関所定の用紙またはATM等でお手続きください。
- ※受講料等の振込名義は、個人申込みについては本人名を、それ以外の機関派遣については、認定を受ける機関名を記入してください。
- ※振込票（控え）をもって領収書に代えさせていただきます。
- ※着金のお知らせはいたしませんので、振込票（控え）や利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは、大切に保管してください。
- ※振込期限日までに、当機構が指定する所定の口座において入金の確認ができない場合は、受講等をご遠慮いただく場合がありますので、ご了承ください。

11. 個人情報の取り扱い

当研修の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、試験の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当試験の実施と運営ならびに認定支援機関への申請をした際の確認等に関する範囲で取り扱います。

12. 中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】に関するQ & A

＜受講条件について＞

Q1：受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A1：当研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための専門的知識を修得していただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的知識（企業会計、財務及び税務等の知識と経営改善計画書を策定するために必要なパソコンスキル）は最低限持ち合わせていることが必須条件となります。

Q2：専門的知識判定試験は受験しないのですが、研修を受講して良いのでしょうか？

A2：構いません。ただし、当研修は中小企業等経営強化法の認定経営革新等支援機関の認定を受けようとする方等、研修受講が必要な方を対象者としておりますので、応募者多数の場合は、専門的知識判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q3：研修の[1]及び[2]の受講が免除されるのはどういう場合ですか？

A3：「経営革新計画」「経営力向上計画」「地域資源活用事業計画」「異分野連携新事業分野開拓計画」「農商工等連携事業計画」「中小企業承継事業再生計画」「中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画※」等、国の認定制度に基づく計画の策定支援に、主たる支援者として1～2回関与した場合は、研修の[1]及び[2]の受講が免除される場合があります。ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。

※中小企業活性化協議会の関与する再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの専門家として参画した再生計画が実績の対象となります。なお「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和元年度補正予算事業以降の支援実績については、新規申請の実績の対象となります。

従って、当該の実務経験による受講免除の適否は、所管の経済産業局に事前にご確認ください。

Q4：認定経営革新等支援機関の更新の時期が来たのですが、再度、研修受講は必要ですか？

A4：中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合せください。

（※中小企業大学校（中小機構）の研修を受講していない場合は、試験だけを受験することはできません。）

<受講申込書について>

Q5：機関（法人）から受講する場合に、受講申込書の記入方法や受講料等の振込みの際の注意点はありますか？

A5：受講申込書は、認定を受けようとする機関（法人）名をご記入ください。また、受講料等の振込名義人も同じ機関名にしてください。

※キャンセル等により当校が受講料の返還手続きをする場合は、当機構が指定した口座にお振込みいただいた際の振込名義人名と同一名義の口座に返還いたします。受講料の返還額等は当機構の規定に基づきます。（「受験料」は返還いたしません。）

※法人名義でお振込みされた受講料を個人名義に返還、あるいは個人名義でお振込みされた受講料を法人名義に返還することはトラブルの原因となりますので、振込名義人と返還先名義人は同一名義で手続きさせていただきます。

※5頁の【振込みの際のご注意】もご参照ください。

Q6：写真は、自分がスマートフォン等で撮影したものでも良いですか？

A6：本人確認のために使用します。顔がはっきりと確認できるもので、画像処理していなければ構いません。（写真が不鮮明の場合は再送付をお願いすることがあります。）

Q7：募集期間前に受講申込書のメールを送信した場合はどうなりますか？また、先着順の順番はどのように決めているのですか？

A7：募集期間（〇月〇日〇時）の開始前に受信したメールは、受付できません。募集期間は厳守してください。当校では、指定されたメールアドレスにて受付開始時間以降に受信した順序で順番を決定しております。

なお、キャンセル待ちになった場合に、次回以降の募集において優先的な取り扱いは致しておりません。また、決定した順番等についてのお問合せには一切お答えしておりません。予め、ご了承ください。

<研修中の講義時間や欠席等の取扱いについて>

Q8：1日の講義時間について教えてください。

A8：第1・2・3週は初日10時～18時（7時間）、2・3日目9時～18時（8時間）、最終日9時～17時（7時間）、第4週は初日10時～17時（6時間）、2日目～最終日9時40分～16時40分（6時間）です。

※各週、研修初日の講義開始前に20分程度のオリエンテーションを行います。

Q9：研修中の欠席、遅刻又は早退の取扱いについて教えてください。

A9：12時間（[3][4]のみ受講の方は6時間）以上の欠席、遅刻又は早退の場合は、いかなる理由であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書の交付はできませんのでご注意ください。

<専門的知識判定試験について>

Q10：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A10：受講するだけでなく、当校の所定の研修修了要件を満たす必要があります。研修を修了された方だけが受験することができます。

Q11：試験の結果はどのように通知されるのですか？

A11：試験終了後、採点及び可否の判定をして、全員に合格・不合格の結果を郵送でご通知いたします。なお、合格者に送付する合格証書は認定経営革新等支援機関の認定及び更新申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q12：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A12：当研修を修了された方で専門的知識判定試験に不合格であった方は、次回以降に中小企業大学校で開催する理論研修の最終日に実施する同試験を受験することができます。再受験をお申込みの際は、「専門的知識判定試験受験申込書」によりお手続きください。（「受験料」のお振込みと「理論研修の修了証書の写し」の添付が必要となります。）
理論研修の日程等の詳細については、中小機構ホームページをご参照ください。

<その他>

Q13：宿泊先は大学校側で用意していただけるのですか？

A13：宿泊先はお手数ですがご自分で確保してください。

なお、東京校の東大和寮をご利用の場合は、受講申込書下段に掲載の「入寮申込書」にすべてご記入ください。

【東大和寮への宿泊をご希望の方へ】

現在、東大和寮のご提供できる部屋数に限りがあり、ご希望どおり予約できない期間がでております。このため、他の国等公的機関の宿泊施設に振り替えさせていただくこともございます。また、この場合においても振替先の施設が満室の場合には、ご自身での費用負担により、ホテルを手配いただくこととなります。その際には、改めてご連絡させていただきます。大変ご不便をおかけしますが予めご了承の上、お申込みください。

※東大和寮については東京校のホームページをご参照ください。

東京校トップページ → 東京校について → 施設のご案内 → 宿泊施設

注1) ご宿泊いただく宿泊室は、当校が指定いたしますので、予めご了承ください。

注2) 宿泊は研修の開催週ごとに研修期間中の連泊のみ受付可能です。研修期間中2回に分けての宿泊はお受けできません。

なお、連泊中に外泊される場合も宿泊費は発生しますのでご了承ください。

Q14：受講決定後にやむを得ず受講できなくなった場合に、他の開催回に振り替えて受講することはできますか？また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A14：受講申込書においてお申込みされたコースの決められた日程以外では受講できません。また、受講申込書においてご記入された受講申込者本人以外の方も受講できません。

研修会場・試験会場

中小企業大学校東京校 支援研修課

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5

TEL : 042-565-1270

Email : to-keieikaizen@smrj.go.jp

※申し訳ございませんが、自動車・オートバイ・
自転車等の乗り入れは固くお断りしております。

【路線図】



《新宿方面より約1時間》

JR 新宿駅 ⇒ (JR 山手線約5分) ⇒ 高田馬場駅 ⇒ (西武新宿線・拝島線急行
約40分) ⇒ 「東大和市駅」下車 ⇒ (徒歩約10分) ⇒ 《東京校・東大和寮》

《立川方面より約30分》

JR 立川駅 ⇒ (改札を出て乗り換え) 多摩都市モノレール立川北駅 ⇒ (多摩都市
モノレール約10分) ⇒ 「桜街道駅」下車 ⇒ (徒歩約15分)

【周辺図】

